

第3期芸術文化振興ビジョン 【素案】

令和3年3月
兵 庫 県



目 次

I	芸術文化振興ビジョンの改定にあたって	1
II	芸術文化振興ビジョンの基本的な考え方	
1	芸術文化の意義	1
2	芸術文化の機能と役割	2
3	対象とする芸術文化の範囲	3
III	第2期ビジョンの取組と成果	
1	第2期ビジョンの概要と主な取組	4
2	芸術文化を取り巻く環境の変化	7
3	新型コロナウイルス感染症への対応	9
4	検証と課題	11
IV	第3期ビジョンの考え方と方向性	
1	基本的な考え方・基本目標	13
2	基本方向	14
3	重点取組項目	16
4	成果指標の設定	18
V	課題と展開方向	
1	芸術文化を創造・発信する	19
2	芸術文化の“場”を育て拡げる	24
3	文化力を高め、地域づくりに活かす	28
4	みんなで支え、総合的に取り組む	31

I 芸術文化振興ビジョンの改定にあたって

芸術文化は豊かな人間性を育て、想像力・創造力を育むなど人間が人間らしく生きるための糧となるものであると同時に、活力ある社会の実現、経済の活性化、個性豊かな地域づくり、さらには世界平和の礎という重要な役割を担っている。

とりわけ兵庫県では、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災において、芸術文化が傷ついた人々の心を癒やし、元気づけ、復興への意欲を生み出す大きな原動力となった経験から、芸術文化が県民の暮らしに欠くことのできない基本的な公共財であることを強く再認識し、そのさらなる振興に向けたさまざまな施策を展開してきた。

平成 13 年 12 月に国の「文化芸術振興基本法」が制定されると、全国的にも芸術文化の総合的な振興を図る機運が高まりを見せるようになる。これに伴い兵庫県では、平成 16 年 5 月に兵庫県の芸術文化振興の指針となる「芸術文化振興ビジョン（以下「第1期ビジョン」）」を策定。さらに、平成 27 年 3 月にはその基本的な考え方、目標は維持しつつ、取り組み状況や文化芸術振興を取り巻く環境の変化などを踏まえた第 2 期ビジョンへと改定し、芸術文化が暮らしに息づく「芸術文化立県ひょうご」の実現を目指してきた。

この間、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据えた取り組みが進むとともに、平成 29 年には「文化芸術振興基本法」が改定され「文化芸術基本法」が制定されたほか、国内外の交流人口の増加や新型コロナウィルス感染症の拡大などさまざまな社会的な変化が生じた。県ではこうした状況を踏まえ、さらなる兵庫県の芸術文化振興を目的とし、第 3 期ビジョンを策定することとする。

II 芸術文化振興ビジョンの基本的な考え方

1 芸術文化の意義

（1）人間にとての意義

芸術文化は、人々を癒し、明日への希望や生きる勇気をもたらすためのものであるとともに、人間一人ひとりが自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育てるという特性を持っている。芸術文化は、「想像力」、「感情移入の能力」、「表現力」の 3 つの能力を養成するものであり、こうした能力は、単に芸術文化の創造・鑑賞のためだけではなく、人間が様々な分野で学習や創造活動をする上で、あるいは、他の人と多様な人間関係を結び社会活動をする上で必要不可欠である。このような意味で、芸術文化は人間が生きていく上での基礎的な能力を育てるものであり、教育の中心に据えられるべきものである。

21 世紀の成熟社会における新しい社会の要請に的確に応えていくためにも、「想像力」、「感情移入の能力」、「表現力」の 3 つの能力の必要性が益々高まっており、芸術文化は新しい時代の教育にとって極めて重要な役割を果たすものである。

(2) 社会にとっての意義

芸術文化は社会にとっても次のような3つの大きな意義を持っている。

まず、芸術文化は、地域の特性や歴史の中で育まれ、地域の個性（アイデンティティ）を形成する核となり、地域コミュニティの一体感や連帯感を醸成することに大きく貢献している。このことは、国家レベルでも同様である。

また、民族や言語、宗教等の壁を越えて、世界の人々との対話・共生を進めることに貢献している。芸術文化は、それぞれの地域の特性や歴史等を反映し、多様な形態や内容を持つものであるが、そうした違いの底流には、人類共通の美や感動体験が見出される。こうした特性が、相互理解や共生の基盤となり、異質なものに対する寛容の心の醸成、ひいては、世界平和への貢献に資することとなる。

さらに、芸術文化は、21世紀の成熟社会にふさわしい新しい産業の振興や、既存産業の高付加価値化を進めるうえでも非常に重要な意義を持っており、今後は芸術文化関連産業の成長が大きく期待できるだけでなく、既存産業の高付加価値化を進める上でも、芸術文化の視点が欠かせない。

2 芸術文化の機能と役割

(1) 芸術文化の機能

芸術文化が社会の中で成立するためには、「創造」「享受」「流通」「教育」の4つの機能が必要である。

まず、「創造」とは、芸術家や県民が芸術文化を創作・上演（生産）することであり、「享受」とは、創造された作品を鑑賞（消費）することである。また、「流通」とは、コンサートや展覧会の企画・実施等を通じて、芸術文化を創造する人と享受する人との結びつけ、両者の出会いの場を提供することである。芸術文化が「創造」され、その作品が「流通」することにより、「享受」が可能となる。さらには、これらの3つの機能を担う人（芸術家・鑑賞者・プロデューサー）を育てる「教育」という機能がある。

従って、芸術文化を振興していくためには、この4つの機能をより高めていかなければならない。「創造」のためには、芸術家や文化活動を行う人がより成長し活動しやすい環境を整備すること、「享受」のためには、芸術文化の鑑賞のための機会と場を整備し、そのための障害をなくしていくこと、「流通」のためには、様々な文化資源を動員して、芸術家・団体等と鑑賞者を結びつけ、魅力ある芸術文化事業を企画・実施する機能を強化・支援すること、「教育」のためには、芸術文化の創造・享受・流通を担う人を育成していくことが必要である。

(2) 芸術文化における各主体の役割

本ビジョンを実現するため、県民をはじめ芸術家（アーティスト）、NPOや関係団体、企業、市、県などの各主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら総合的に取り組んでいくことが必要である。

主 体	役 割	主 体	役 割
県民	・芸術文化活動への積極的な参画（する・見る・支える）	市町	・地域の特性に応じた芸術文化施策の推進 ・市町立芸術文化施設の運営
芸術家	・芸術文化の創造・振興 ・芸術文化活動の成果を発信 ・芸術文化の担い手の育成	県	・芸術文化施策の総合的・計画的推進 ・県民等の自主的な活動を支える環境整備 ・芸術文化の創造・発信拠点としての県立芸術文化施設の運営 ・市町に対する必要な協力と連携 ・県内各主体とのネットワークの充実
関係団体・N P O 法人等	・芸術文化の創造・振興 ・芸術文化活動への参画 ・芸術文化活動への支援		
企業・事業者等	・芸術文化活動への参画 ・芸術文化活動への支援		

3 対象とする芸術文化の範囲

本ビジョンでは、「文化芸術基本法」が対象範囲とするものほか、芸術文化の振興、特に芸術文化を通じたひとづくり、産業づくり、まちづくりを進めるに当たって、重要となる産業文化、食文化、ファッション文化など幅広い文化について対象範囲とする。

文化芸術基本法が対象範囲とするもの

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ その他の電子機器などを利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊などの わが国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱 その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、花道、書道、食文化などの生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋などの国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財ならびにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (地域の人々によって行われる民俗的な芸能)

III 第2期ビジョンの取組と成果

1 第2期ビジョンの概要と主な取組

(1) 第2期ビジョンの概要

第1期ビジョンの事業成果を検証するとともに、人口減少社会の到来や情報化の進展等、芸術文化を取り巻く近年の諸情勢の変化等を踏まえ、人材育成や発信力の強化等の新たな課題を取り入れた、次代にふさわしい芸術文化の展開方向を示すビジョンに改定した。

●基本目標

芸術文化立県ひょうご

～芸術文化が暮らしに息づき、

芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現～

●ビジョンの位置付け

「21世紀兵庫長期ビジョン」の趣旨や方向性を踏まえ、県の芸術文化振興のための取り組みの展開方向を示す指針

●ビジョンの計画期間

2015（平成27）年～2020（令和2）年ごろまで

●基本方向

1. 芸術文化を創造・発信する
2. 芸術文化の“場”を育て拡げる
3. 文化力を高め、地域づくりに活かす
4. みんなで支え、総合的に取り組む

●重点取組項目

1. 県民誰もが身近に芸術文化に親しむ環境の充実
2. 「ふるさと意識」に根ざした兵庫の文化の継承・発展
3. 兵庫の分厚い文化力の国内外への積極的な情報発信
4. 芸術文化施設の適切な維持・保全と活性化の推進

(2) 主な取組

新進芸術家育成プロジェクト・ リサイタルシリーズ 基本方向 1

芸術文化を担う人材の育成につながる取り組みとして、将来の活躍が期待される若手アーティストに発表の場を与えようと、兵庫県民会館けんみんホールを活用した「新進芸術家育成プロジェクト・リサイタルシリーズ」を開催している。



市町ホールの活性化を目指す 支援事業の実施 基本方向 1

県内の市町ホールの活性化、文化施設の連携強化を図るために、音楽や演劇等の大型自主公演の共同企画および実施を支援。県内各地での芸術鑑賞機会の提供を促進した。



芸術文化拠点施設の 大規模改修工事 基本方向 1

県立美術館王子分館、芸術文化センター、ピッコロシアター、県立美術館西宮分館など主要な芸術文化の拠点施設を安全・快適に利用できるよう大規模改修工事を行った。



兵庫の分厚い文化力の 国内外への積極的な発信 基本方向 1

兵庫の文化力の国内外への発信を強化するため、今後のモデルとなるようなリーディングプログラムを行う文化団体・NPO法人・財団法人などを支援している。



PACによる小学校等への アウトリーチ活動 基本方向 2

平成29年度から兵庫芸術文化センター管弦楽団（PAC）が小学校・特別支援学校を訪れ訪問活動を開始。プロの演奏にふれ、豊かな感性を育む機会を提供している。



ピッコロ劇団による
県内各地の公演展開 **基本方向 2**

平成 28 年から生の演劇に触れる機会の少ない地域の子どもたちや高齢者に演劇のすばらしさや楽しさを体験してもらえるよう、市町ホールを活用した公演を続けている。



日本の伝統文化の魅力を伝え
担い手の確保につなげる **基本方向 2**

日本の伝統文化への理解を深めるため、平成 27 年から県内の小・中・高校へ講師を派遣し、いけばな、茶道、書道、琴、日本舞踊、能・狂言などの日本伝統芸能の体験教室を開催している。



継続的に体験できる
伝統文化学び塾 **基本方向 3**

兵庫県公館（和風会議室）で茶道、いけばな、能楽、日本舞踊、邦楽など伝統文化に関する活動を計画的・継続的に体験・習得できる親子向け講座を開催している。



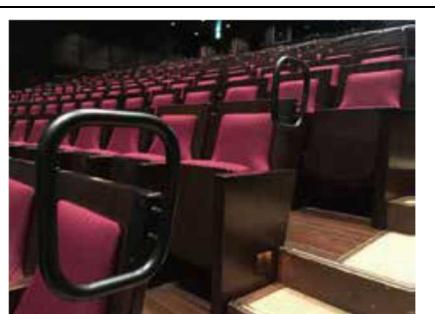
兵庫陶芸美術館への
直通バスの運行アクセス **基本方向 3**

JR 篠山口駅を起点に、こんだ薬師温泉、兵庫陶芸美術館がある丹波焼の里と篠山城下町を結ぶ直通バスを運行。美術館へのアクセスを改善したことで、利用者増につながった。



ふるさとひょうご寄附金を
芸術文化振興に活用 **基本方向 4**

「県立芸術文化センター応援プロジェクト事業」として障害者や高齢者、妊婦など誰もが快適に舞台芸術を楽しんでもらえるような設備改善を行った。



2 兵庫県の芸術文化を取り巻く環境の変化

(1) 時代潮流の変化

第2期ビジョンの改定時と同様に、人口減少社会の到来による影響は避けがたく、県内人口は平成21年をピークに今後も減少が見込まれるとともに、近年では都市部でも人口減少局面に転じるなど、県全体の活力の低下が懸念されている。加えて、少子高齢社会の進行、地域による人口の過在化が地域コミュニティの衰退や芸術文化の担い手不足などをもたらし、芸術文化基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。反面、成熟社会の到来により心の豊かさが求められるようになり、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる。人々の働き方にも変化が見られ、ワーク・ライフ・バランスが浸透するにつれて人々の活力や想像力の源となる芸術文化の価値が高まっているといえる。

情報伝達の在り方を大きく変えたのは、インターネットなどICT（情報通信技術）の急速な発展である。スマートフォン、タブレット端末、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・システム）、クラウドなどの普及は、地方においても多種多様な情報発信を可能にするなど芸術文化の分野においても大きな影響をもたらした。また、デジタル技術の向上は新しい表現手段を創出し、メディア芸術といった分野の発展につながっている。その一方、人と人との関係性に及ぼすさまざまな影響や著作権侵害の深刻な問題などの弊害も指摘されている。

芸術文化にまつわる担い手においては、「国から地方へ」「官から民へ」という流れの下、これまでの枠組みを超えた取り組みが見られる。NPO法人の拡大やボランティアなどの活動形態も定着し、地域づくり活動の活発化と担い手の多様化とともに、民と官の新しい関係や協力体制に支えられた活動も広がりを見せている。

(2) 国の芸術文化施策の動向

平成29年6月、「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」が施行された。これにともない「文化芸術振興基本法」は「文化芸術基本法」に改称。また、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を、文化芸術のさらなる継承、発展、創造につなげていくことの重要性を明らかにした。同時に、文化芸術団体の果たす役割が明記されるとともに、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても新たに規定された。

平成30年6月、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定された。文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすことを基本理念とし、文化芸術の創造・鑑賞の機会の拡大や芸術上価値が高い作品への支援強化、作品発表の機会確保などが盛り込まれた。

同年6月、文化財の分野では「文化財保護法」が改正された。文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護業者の推進力の強化について定められた。

令和2年6月に制定されたのが「文化観光推進法」である。文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としている。

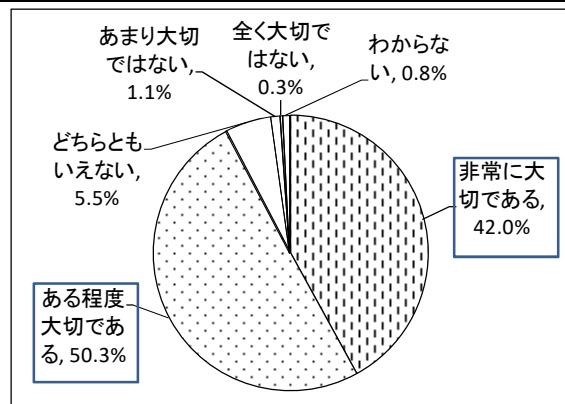
(3) 芸術文化に対する県民等の意識

県民の皆さんのがんばりや意見を把握し、ビジョン改定の基礎資料とするため令和元年、県民モニターへのアンケート調査を行った。

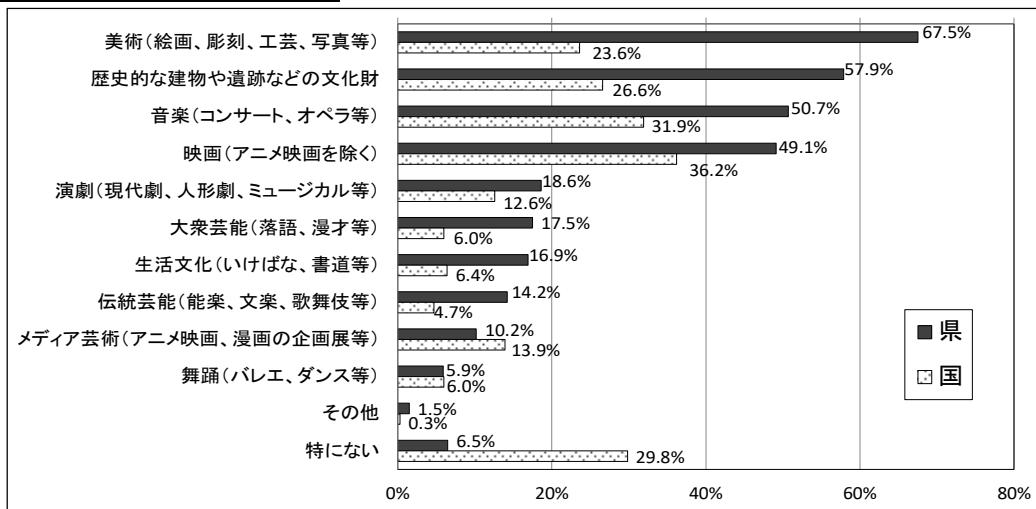
この結果から、日常生活における文化芸術の体験・活動が重要だと思う人の割合、この1年間に芸術文化を鑑賞した人の割合は、ともに9割を超えており、県民の芸術文化に対する意識の高さがうかがえる。

〔国：「文化に関する世論調査」（令和2年3月）（文化庁）
県：「県民モニター第3回アンケート調査」（令和元年11月）の比較〕

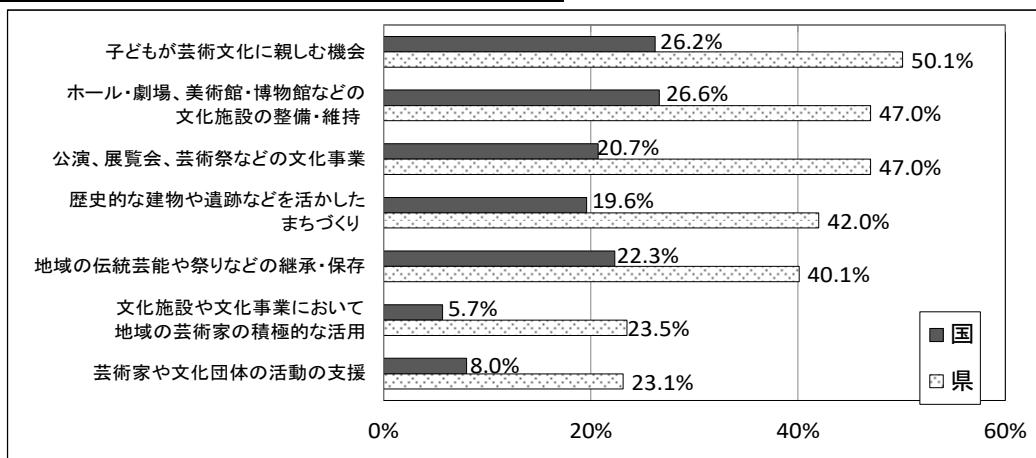
日常生活における文化芸術の体験・活動の重要性



この1年間に鑑賞した芸術文化



地域の文化的環境を充実させるために必要なもの



3 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 芸術文化活動への影響

令和2年2月、新型コロナウイルス感染症拡大により、国が国内のスポーツ・文化イベントの自粛を要請すると、海外アーティストの渡航規制もあり、民・官問わず全国各地の劇場、ホールが事業の中止・縮小・延期を続々と決定。美術館や博物館、図書館も休館となった。公演や展覧会をはじめお稽古やレッスンなどの中止は、芸術文化に親しむ機会の喪失、アーティストや芸術文化関係者・団体の存続危機などの状況を生んだ。緊急事態宣言の解消とともに徐々に活動は再開され、文化庁による支援も進められているが、依然として入場人数の制限や感染症予防対策（発熱者確認のための赤外線カメラ設置、空調換気や消毒液の設置など衛生面の予防対策、来館システムなどの導入など）による負担は、芸術文化活動に大きな影響を与え続けている。また、今後はポストコロナ時代の芸術文化の在り方も課題になりそうである。

(2) 兵庫県の主な対策

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、兵庫県では活動自粛を余儀なくされたアーティストや芸術文化関係団体等に対し、活動の再開・継続を可能にする対策を行っている。

●各種動画配信事業

アーティストや芸術文化関係者の公演中止に伴う発表機会の喪失、収入減少および県民の芸術文化に触れる機会減少の解消を目指して、動画配信事業を展開した。ポストコロナ時代においても3密を避けた新たな芸術文化活動として定着を図る。

●新進アーティストなどの発表の場の提供

若手芸術家の発掘・育成支援として開催してきたロビーコンサートや県内芸術家リサイタルを追加実施。

●感染症対策費用の支援事業

県域文化団体感染症対策支援事業を実施。

●会場キャンセル料の免除

芸術文化センター原田の森ギャラリー、県民会館などの施設における3月～R3.9月の会場キャンセル料免除。

●公演再開に向けた支援

芸術文化公演の開催にあたり、前後左右を開けた席配置など感染症予防に対応した収容人数の制限が求められることから、対象施設を利用した個人・団体の払うべき施設使用料の1／2相当額を助成する「芸術文化公演再開緊急支援事業」を実施。

●県施設の感染症対策の資機器整

国の文化施設の感染症防止対策事業を活用した資機材の購入。

提 言

「ポストコロナ社会に向けて」 (令和2年7月 ポストコロナ社会兵庫会議) より 芸術文化関係の提言抜粋

提言1 パンデミック時代の危機管理

提言2 デジタル革新の加速

オンライン芸術鑑賞

ライブエンターテインメント界のネット配信の拡がりに対し、当初は生の舞台への客足減少が懸念されたが、実際にはそれを通じて本物を見たい人が増える効果があると分かってきた。一方で、本物の価値（価格）が上がり、誰もが気軽にリアルな芸術に触れられなくなる懸念がある。子どもたちや鑑賞機会の少ない地方の人たちに届けられるよう、文化政策の充実が必要である。

提言3 産業の競争力・リスク耐性の強化

提言4 分散型社会への転換

芸術文化拠点の分散

ヨーロッパでは、各州、各県に劇場、オペラハウス、劇団があるが、日本は東京一極集中の傾向が強く、文化面から地方それぞれの魅力を支え得ていない。地域に芸術拠点があり、創造集団がある。そういう多様性、重層性を確保しておくことが重要である。兵庫県は阪神・淡路大震災からの創造的復興の一環として、西宮の芸術文化センターや HAT 神戸の県立美術館などを建設し、被災の悲惨な中で心豊かな県民生活を目指した。この度のコロナ襲来は、たまたま日本海側の豊岡市に国際観光芸術専門職大学（仮称）を創設する時と一致した。東京ではなく、一地方の小都市に芸術文化の創造拠点を築く試みとして注目に値するのではないかだろうか。

提言5 社会の絆の再生

4 検証と課題

(1) 取組内容の検証

第2期ビジョン策定以降、4つの基本方向とそれに伴う展開方向および4つの重点取組項目に基づき、多角的に事業を展開してきた。その成果を検証・評価した結果、今後取り組むべき項目は次のようになつた。

① 基本方向に係る項目：芸術文化振興の根幹をなす事業として引き続き取り組むべきもの

- ・芸術文化を担う人材の育成
- ・芸術文化を行う場の拡充
- ・情報発信等についてのICTの活用
- ・芸術文化を通じた世代間交流の促進
- ・伝統文化、地域文化資源を活用した地域活性化
- ・芸術文化や地域の文化資源等の産業・産業分野への活用
- ・県民、団体、企業、行政等の各主体の連携体制の整備

② 重点取組項目に係る項目：第2期ビジョンの「重点的に取り組むべき項目」のうち引き続き取り組むべきもの

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| ・芸術文化を通じた世代間交流の仕掛けづくり | ・芸術家等が地域へ出向くアウトリーチ活動の推進 |
| ・文化財等地域文化資源の活用支援 | ・若手芸術家の発掘・育成 |
| ・地域の文化力等を活用したまちづくりの推進 | ・青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実 |
| ・芸術文化施設のネットワーク拡充による、観光分野と連携した情報発信の展開 | ・ICT等を活用した多彩な芸術文化情報の発信等 |
| ・施設運営への住民参加の促進 | ・適切なメンテナンスによる安全・安心で快適な施設づくり |

(2) 成果指標の検証

第2期ビジョンにおいては、取り組みの成果を検証するため「21世紀兵庫長期ビジョン」における「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査の中から成果指標の設定を行つた。

検証の結果、指標2については目標の9割の水準に達しているものの、指標1については目標の7割の水準にとどまっており、数値の向上のためには芸術文化に接する機会の拡充や地域意識（シビックプライド）の醸成にさらに取り組む必要がある。

◎指標1 住んでいる市・町で、芸術文化に接する機会があると思う人の割合

目標 50%	結果（令和2年） 37.1%
--------	----------------

◎指標2 住んでいる市・町で自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合

目標 60%	結果（令和2年） 55.0%
--------	----------------

(3) 課題の抽出

これまでに示した、芸術文化を取り巻く環境の変化、新型コロナウイルス感染症への対応、第2期ビジョンでの取組や成果指標の検証を踏まえると、以下の課題が抽出され、第3期ビジョンを展開するにあたり、これらの課題に対応するため重点的に取り組むべき展開方向を検討する。

●発信力のさらなる強化

県内外・国内外へのさらなる発信力の強化。

●地域偏在の解消

芸術文化に触れる機会が少ないと感じる県民を減らす取り組み。

●ポストコロナ社会への対応

オンライン芸術鑑賞や芸術文化拠点の分散等への取り組み。

●社会包摂の実現

すべての人が芸術文化に親しみ、発信できる共生社会の実現。

●世代間交流の推進

さまざまな世代がともに楽しみ交流できる芸術文化の機会の創出。

●まちづくり・産業づくりへの活用

文化資源や芸術文化を地域の活性化に活用。

●地域意識(シビックプライド)の育成

地域の優れた芸術文化遺産を発掘・発信し、地域意識を高揚。

●芸術文化の多様な価値の活用

芸術文化の持つ社会的・経済的価値を發揮して地域の元気を創出。

●連携体制の整備

県・市町、芸術文化団体、文化施設、民間等の連携した取り組み。

IV 第3期ビジョンの考え方と方向性

1 基本的な考え方・基本目標

(1) 位置づけ及び計画期間

第3期ビジョンは、「21世紀兵庫長期ビジョン」の趣旨や方向性を踏まえ、県の芸術文化振興のための取り組みの展開方向を示す指針とともに、文化芸術基本法第7条の2に定める地方文化芸術推進基本計画として位置付ける。

なお、計画期間は2021（令和3）年～2025（令和7）年までの5か年とする。

(2) 基本目標

芸術文化立県ひょうご
～芸術文化が暮らしに息づき、
芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現～

21世紀の成熟社会においては、自己実現や他者との充実したコミュニケーションを通じて、心にうるおいや感動をもたらす芸術文化の存在は一層重要になる。

また、芸術文化は、人間一人ひとりが自らの人生を生きていくための基礎的な能力を育てるという特性を持っており、芸術文化の体験を通して得られる想像力や感情移入の能力、表現能力の養成は、人間性を涵養し、特に青少年の成長に必要不可欠である。こうした認識に立って、生活の中のあらゆる分野で、芸術文化を活かした取組みを展開していくことが求められる。

また、昨今、時代潮流が変化し、社会に漠然とした不安感や閉塞感が漂うなか、心の拠り所として、自分たちの「ふるさと」に関心と思いを寄せることが見直されており、本県の各地域に存在する文化資源や地域文化の継承・活用が大きな課題となっている。

こうしたことから、今後とも引き続き、21世紀社会での芸術文化の果たす役割の重要性を深く自覚しながら、芸術文化が県民の暮らしに息づき、芸術文化で人や地域を元気にする社会の実現を目指す「芸術文化立県ひょうご」を基本目標として、県民・団体などの自主性・創造性を尊重しつつ、その参画と協働のもとに、さらに積極的に芸術文化振興方策を展開していく。

2 基本方向

基本目標である「芸術文化立県ひょうご」の実現を目指し、以下の4つの基本方向に沿って、芸術文化振興方策を展開する。

(1) 芸術文化を創造・発信する

芸術文化立県をめざすためには、全国的・国際的に評価される優れた芸術文化の創造・発信拠点としての兵庫を確立していかなければならない。

そのためには、県民が自ら行う芸術文化活動を幅広く支援し、芸術文化を実践する層の拡大を図るとともに、本県から優れた芸術家を育て、その活動・活躍の場を拡げる。

特に、このたびのコロナ禍の影響で、芸術文化活動全般が制限されるなか、芸術文化を実践する新たな取り組みを幅広く支援し、芸術文化活動の継続を図る。

また、芸術文化の発信・交流拠点としての芸術文化施設の活性化を図るとともに、コロナに負けない安全で安心な活動が出来るよう環境整備を支援する。同時に、芸術家を施設や地域、県民や団体等と結びつけ、新しい芸術文化事業を企画・運営する芸術文化プロデューサーや、人と人との結びつけるコーディネーター等の専門人材を育てていく。

さらに、海外との交流が困難となっている状況下において、本県の芸術文化を全国、海外へとアピールするため、ＩＣＴ等新たな技術を活用した情報発信力の強化に重点的に取り組む。

(2) 芸術文化の“場”を育て拡げる

芸術文化立県をめざすためには、プロの芸術家や芸術文化団体だけでなく、一般の県民や団体等が芸術文化の創作・実践や鑑賞活動を行うことができる“場”を育て拡げることにより、鑑賞機会の地域偏在解消や本県の芸術文化のすそ野を拡大していかなければならない。

「芸術の“場”」としては、芸術文化施設以外に、地域の公民館や空き店舗、廃校施設や空き教室、公共施設のロビー、駅前広場の活用等に加え、新たに演奏動画配信等ＩＣＴを活用した活動の“場”づくりにも取組んでいく。

こういった地域における多彩な活動の場を活用して兵庫芸術文化センター管弦楽団やピッコロ劇団に加え、県域文化団体や各地域の芸術家にも協力を得ながら、本物の芸術を体験するアウトリーチ活動ほか、動画配信等による体験機会の提供により、県民が地域で身近に芸術文化に親しむ場づくりに重点的に取り組む。

また、平成30年に障害者文化芸術活動推進法が制定されるなど、高齢者や障害者、在留外国人等あらゆる人々が共生できる社会の実現に向け、社会包摂の機能を備えた芸術文化に求められる役割は大きくなっている。そのため、障害者等による芸術文化の鑑賞や創造、発表機会の拡大に向けた取組の充実を図る。

そして、新たな時代に対応した芸術文化人材の育成のため、幼少期から芸術文化に親しむ環境づくりとして、学校や地域と連携し、子どもたちが身近な場で幅広い芸術文化を体験できる機会を確保するとともに、本物の芸術文化にふれる機会を提供していく。

(3) 文化力を高め、地域づくりに活かす

芸術文化立県をめざすためには、県民の暮らしや地域の中に芸術文化が息づくとともに、芸術文化を通じて人々の創造性を高め、新たに魅力的な文化が創造され社会的・経済的な新しい活用法が生まれるよう、県民や地域が持つ文化力を高めることが必要である。

そのためには、地域に視野を広げ、兵庫五国の多彩で特色のある文化資源や伝統芸能等、地域の「宝」である歴史文化遺産を見直し再評価することにより、愛着と誇りを持つ「ふるさと意識」の醸成を図り兵庫の文化の継承・発展に取り組むとともに、交流人口の増加や地域活性化につなげる。

そして、芸術家の発想を活用し、産業の高付加価値化を進める。また、掘り起こされた文化資源の戦略的な活用を図ることにより、芸術文化を活用したツーリズム振興等、観光分野との連携強化を図る。さらに、今後の事業展開が期待されるＩＣＴを利用した芸術文化活動やメディア芸術等も活用し、産業振興と結びつける取組を支援していく。

(4) みんなで支え、総合的に取り組む

芸術文化立県をめざすためには、県行政だけでなく芸術家や芸術文化団体はもちろんのこと、県民や団体、企業、市町等幅広い主体の参画と協働が不可欠である。

そのためには、県行政、県民、芸術家や芸術文化団体に加え、国、関西広域連合、市町、芸術文化施設、企業、学校、NPO 法人、文化ボランティアなどの多様な関係機関等によるプラットフォームを形成し、各主体が各々の役割を認識し県の芸術文化の推進に向け連携・協働を図る。

また、県民自らが芸術家を支え育てる目を持つ観客として芸術文化に対する見識と理解を深めるとともに、芸術文化団体や、N P O 法人等と連携して文化ボランティア等で文化を支える人材として活躍する場を拓げる。

加えて、企業のメセナ活動、ふるさと寄付やクラウドファンディング等による芸術文化振興のための財源等も積極的に活用する。

そして、地域文化の持続的な発展のため、地域の芸術文化を熟知し文化資源と文化施設をつなぐマネジメント力を備え、高いスキルを有する専門的人材の育成・確保を進める。

3 重点取組項目

芸術文化を取り巻く諸情勢の変化と、第2期ビジョンの検証結果、第3期ビジョンの基本方向を踏まえ、今後5年間で、重点的に取り組むべき4項目を新たに設定する。

1 芸術文化の創造・発展に向けた人材育成と新たな技術の活用

人材育成の推進

- 青少年に対し、動画配信等も活用するなど、様々な指導者からの指導やアドバイスを受けられる多様な機会を提供し、人材育成を図る。
- 芸術文化観光専門職大学と各地の文化拠点が連携するなど、兵庫の文化力を生かした人材育成の活動に取り組む。

県内外・国内外への更なる発信力の強化

- 出発点として、芸術や文化は敷居が高いと感じている人も興味や関心が持てるよう、県民への情報発信に取り組む。
- 時間と空間を共有して生の鑑賞体験をするという芸術文化の本質的な部分と並行して、動画配信をはじめとしたICT活用等による新たな創造・発信・鑑賞の手法を発展させていく。
- 先進的な取組を進める様々な分野の芸術家を支援する。

芸術文化にふれる機会の地域偏在の解消

- ICTを活用した動画配信等の様々な手法を通じ、物理的距離の制約を受けて芸術文化を鑑賞できる機会を一層創出する。
- アウトリーチ活動、各地域で活動する文化団体の公演等への支援により、地方においても「生」の芸術文化の鑑賞機会を創出する。

オンライン鑑賞や芸術文化拠点の安全確保など『ポストコロナ社会』への対応

- 阪神・淡路大震災からの復興のなかで芸術文化が果たした役割をあらためて認識し、コロナ禍の後の芸術文化の復活、発展に取り組む。
- 困難なときこそ芸術の力や魅力を伝えていくことが必要であり、ICT技術を使った発信、「生」の鑑賞を両立させ、いずれも発展させる。
- コロナ禍から生まれた新しい創造・発信の手法の定着を図るとともに、その一層の発展を図る。
- より多くの人が同じ空間・時間を共有しつつ安心・安全に鑑賞するため、芸術文化施設における適切な感染症防止対策について、これまでの知見を生かし、検証・検討に引き続き取り組む。

2 県民誰もが身近に芸術文化に親しめる多様な環境の充実

すべての人が芸術文化に親しみ、発信できる共生社会に向けた社会包摂の実現

- 障害者が芸術に取り組むにあたり、地域的偏在だけではなく、経済的負担などの課題も考慮した支援策を展開する。
- みんなが行っている習い事を障害者も普通に取り組めるなど、誰もがやりたいと思うことが当たり前にでき、芸術文化に親しめる環境づくりに取り組む。

- 学芸員やホール関係者など芸術文化の現場に携わる人々に働きかけ、障害者だけでなく、マイノリティや子育て世代を含めた幅広い層が気軽に鑑賞できる機会の創設に取り組む。

様々な世代間で芸術文化をともに楽しめる交流の推進

- 芸術文化団体によるアウトドア活動等を通じ若い世代との交流を進め、新たな参画を促すなど、団体の活動の維持・継続に取り組む。
- 学校での公演の実施など、子どもたちが芸術文化に触れられる機会を確保し、生涯にわたって芸術文化に親しみ、支える人材を育成する。
- 伝統芸能や地域の伝統文化の魅力を幅広い世代に発信し、世代を超えて担い手の発掘・育成を図る。

3 芸術文化資源を通じた地域の活性化

地域活性化に向け文化資源や芸術文化のまちづくり・産業づくりへの活用

- 文化観光の視点から、芸術の魅力ある見せ方を工夫し、観光資源としての活用を図る。
- 文化財の保護から活用への流れを受け、文化財をマネジメントする人の人材育成に引き続き取り組む。
- アーティストの発想を産業分野に取り入れ、新たな魅力を創出する。

地域の優れた芸術文化遺産の発掘・発信による地域意識(ビック・ライド)の育成

- 兵庫の文化の強みとなっている地域での多彩なアートイベントや優れた芸術文化施設の魅力が県民の誇りと感じられるよう、全国に向けて発信する。
- 兵庫五国それぞれの多彩で特色ある文化の連携を深めるとともに、その魅力を生かすため、文化や観光、産業などの異なる分野間での交流を進める。
- 地域振興の大きな力となる各種イベントについて、より飛躍するための支援を行う。
- 県立芸術文化センターをはじめとした各施設について、地域の人々から支持を得て将来に残したい「まちの誇り」と認識されるよう、魅力を一層高める。

4 芸術文化を支えるプラットフォームの整備

県・市町、芸術文化団体、文化施設、民間等が連携して取り組む体制の整備

- 芸術家と行政関係者、施設関係者等が直接対話できる関係性を一層深め、連携して取り組む体制づくりを進める。
- 芸術家とホール等の発表の場の間を取り持ち、より魅力ある公演の実施や将来性のある人材の発掘等のマネジメントができる人材の育成に取り組む。
- 芸術文化施設の魅力を高めていくけるプロデュース方法について、先進事例の情報共有を図るなど、施設間での連携を深め、兵庫全体の芸術文化施設の魅力を向上させる。
- 自然災害からの復興やコロナ禍での連帶など、社会的な課題に関わっていきたいという芸術家の関係方面との連携を支援する。

4 成果指標の設定

改正ヒンヨンにおいては、今後の事業展開にめにについて、各取組みの正確な検証に基づく実効性を確保するため、成果指標の設定を行う。

第2期ビジョンに引き続き、「21世紀兵庫長期ビジョン」における「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査項目である次の2指標とし、毎年度の調査結果に基づき、一定の数値評価を行うことで、その達成度と事業展開の方向性を見定めていくこととする。

指標1 「住んでいる市・町で、芸術文化に接する機会があると思う人の割合」

→ 令和9年（2027）までに 50%にする。 （参考）令和2年：37.1%

指標2 「住んでいる市・町で、自慢したい地域の「宝」（風景や産物、文化など）があると思う人の割合」

→ 令和9年（2027）までに 65%にする。 （参考）令和2年：55.0%

V 課題と展開方向

1 芸術文化を創造・発信する

(1) 芸術文化を担い、育て、つなげる人材を育成する

現 状

- 県内では従前から若手芸術家の登竜門となるコンクールが数多く開催されており、芸術系大学も多く存在する。県においても、県立高校への芸術系学科の設置、スーパーキッズオーケストラの運営、ピッコロ演劇学校や舞台技術学校の開講、アカデミー機能を有する兵庫芸術文化センター管弦楽団など、若手芸術家を育てる様々な取り組みが続けられている。こうしたこともあり、本県ゆかりの優れた芸術家が多数輩出されている。
- 第2期ビジョンの期間中には、若手芸術家に発表の場を提供する「兵庫ゆかりの芸術家育成プロジェクトサインタルシリーズ」が開始されたほか、若手芸術家を支援する「ひょうごアーティストサロン」の機能拡充が図られた。また、現在、令和3年4月に但馬地域に誕生する芸術文化観光専門職大学の整備が進められている。

課 題

- コロナ禍等の理由により、若手芸術家が十分な発表の場を確保できない現状にある。また、従来の枠にとらわれない、先進的・前衛的な分野の芸術家をどのように応援していくかにもついても考えていく必要がある。
- 習い事の多様化や少子化等の事情により、プロフェッショナルの芸術家として生計を確保することが困難な状況が生じつつある。一方で、A I化などによって消えることのない、人類にとって普遍的な職業としての価値も高まっている。
- 芸術家と観客を結ぶプロデューサー的な役割を果たす人材など、芸術文化活動を支えるプロフェッショナルが十分に養成されていない。

展開方向

- 若手芸術家を発掘・育成するため、引き続きピッコロ劇団や兵庫芸術文化センター管弦楽団を運営するとともに、芸術家が抱えるさまざまな相談への対応や、イベントやコンサートへの出演機会の提供、優れた芸術家の顕彰等に取り組む。
- 芸術家のみならず、プロデューサー、コーディネーター、舞台スタッフ、ホールスタッフ等、芸術文化活動を支える幅広いプロフェッショナルを確保・育成する。また、芸術文化センターやピッコロシアターが有する企画制作・施設運営にかかるノウハウ等を、広く県内市町ホールなどに伝える機会を設ける。
- プロフェッショナルとともに芸術文化活動を支える主体として文化ボランティアを位置づけるとともに、ボランティア自身が十分な自己成長・自己実現を図り、やりがいと生きがいを感じることができるための体制を構築する。

主な取組

- ① 若手芸術家の発掘・育成

- ・兵庫県文化賞等四賞、芸術奨励賞等各種顕彰制度の実施
 - ・新進、若手芸術家等への情報提供や発表・交流の場の確保
 - ・つながる芸術文化プロジェクト、新進芸術家支援事業の実施
 - ・県立高校芸術系学科における若手芸術家の育成
 - ・ピッコロ演劇学校、ピッコロ舞台技術学校、兵庫芸術文化センター管弦楽団の運営
- ② 芸術文化活動を支えるプロフェッショナルの確保・育成
- ・芸術文化観光専門職大学における専門人材の育成
 - ・ピッコロ舞台技術学校における舞台技術者の育成
 - ・アートマネジメント講座の開催等による芸術文化プロデューサー等の育成
- ③ 文化ボランティアの育成・活用
- ・ひょうごボランタリー基金による地域の文化ボランティア活動等への支援
 - ・社会教育施設で活躍する文化ボランティア登録制度の活用

(2) 芸術文化の拠点機能を高める

現 状

- 本県には、全国的にもトップレベルと評価されている拠点的な施設から、専門性が高い個性的な施設、地域に密着した施設など、公立・民間立を問わず、数多くの芸術文化拠点が整備されている。また、協議会の設置やスタンプラリーの実施、舞台公演の共同制作など、施設間の連携も活発である。
- 第2期ビジョンの期間中には、県立美術館王子分館や県立芸術文化センター、ピッコロシアターなどの大規模改修が行われたほか、個人や団体から寄贈を受けたことにより新たな県立施設の開設や増設が行われるなど、特に既存施設の有効活用という観点から、機能強化や長寿命化、運営体制の見直しといった取り組みが進められた。
- コロナ禍において、新しい生活様式を定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立を図ることが求められるなか、(公社)全国公立文化施設協会が示した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年9月18日改定)においては、客席の配席(収容率)について、「地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とした公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数(収容率100%以内)とすることが可能」とされた。

課 題

- 地域の文化拠点を支える人材や資金の不足が懸念されており、各施設に寄せられる多様な住民ニーズに対して十分に応えることができないおそれが出てきている。
- 災害の多発やコロナ禍など、現下の厳しい状況に対処するため、ICT化への取り組みなど、芸術文化施設間で従前以上の連携と情報共有を図ることができる体制を整備する必要がある。
- コロナ禍にあっても、一定の要件を満たす公演については、施設における感染防止策の徹底のもとで収容定員までの配席数とすることを可能とするガイドラインが示された一方で、過度な収容定員の制限を行っている施設もある。
- 芸術文化観光専門職大学の開設や県庁周辺地域の再整備に伴う新県民会館の建替など、

新たな芸術文化拠点整備の効果を最大限に生かす取り組みが求められる。

展開方向

- 県内の各芸術文化施設が、魅力的な公演・展示を行うとともに、交流の場となる参加型のイベントを開催するなど魅力づくりに取り組み、芸術文化の創造・発信拠点としての機能を一層發揮する。また、国庫補助金や交付金など有利な財政措置を活用しつつ、既存の文化拠点の機能強化・長寿命化を計画的に実施する。あわせて、各施設がその使命や役割を明確化し、それに基づいた事業展開を行うよう助言する。
- 県内外の芸術文化施設・団体とのネットワークを更に拡充し、情報発信力の強化とともに、事業企画や人材育成等についても連携を進める。
- コロナ禍で浮き彫りとなった施設の安全性確保についても、ガイドラインに沿った定員までの収容増を図っている施設での取組事例の情報共有を進めるなど、より多くの鑑賞機会の確保に努める。
- 新たな芸術文化拠点整備に際しては、周囲にある既存の拠点施設との十分な連携を図るとともに、地域が一体となって支える機運と体制を作り出す。

主な取組

- ① 芸術文化事業の企画・実施
 - ・美術館・博物館等における魅力的な企画展・特別展等の開催
 - ・ホール・劇場等における魅力的な公演の実施
- ② 県内外の施設とのネットワークの拡充による利活用の促進
 - ・協議会等のネットワーク組織の運営
 - ・共同企画による公演・展覧会の開催や人材育成の取り組み
 - ・スタンプラリー事業の実施など複数施設が連携した情報発信
- ③ 芸術文化施設の活用、適切な維持・保全
 - ・有利な地方財政措置を活用した機能強化・長寿命化の取り組み
 - ・指定管理者制度やネーミングライツを活用した財源の確保
- ④ 新たな芸術文化拠点整備における地域との連携
 - ・既存の拠点施設との十分な連携の確保
 - ・地域が一体となって支える機運づくり
- ⑤ ガイドラインを踏まえた感染防止対策の徹底と円滑な施設の運営
 - ・ガイドラインを踏まえた感染防止対策と収容者数の設定
 - ・兵庫県新型コロナ追跡システム等を活用した、万一の場合の感染拡大の防止

(公社) 全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年9月18日改定)【抜粋】

6. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

(2) 客席の配席(収容率)

- ・来場者の配席については、原則として指定席にするなどして、主催者側で客席状況を管理調整できるようしてください。
- ・地域の感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数(収容率100%以内 最前列席については下段記述参照。)とすることが可能です。
- ・上記以外の公演については、マスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内としてください。(異なるグループ間では座席を1席(立席の場合は1m)空けますが、親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容率は50%を超える場合もあり得る。)

(3) 芸術文化の発信力を強化する

現 状

- 本県の芸術文化を県内外へ発信するため、各美術館・博物館、ホール・劇場等では、国際的にも評価される質の高い事業を展開しているほか、ホームページのスマートフォン対応や、各種広報誌等の発行による情報発信に取り組んできた。
- 第2期ビジョンの期間中には、東京オリンピック・パラリンピック開催等の機会を捉え、本県の分厚い文化力を県内外へ情報発信する「ひょうごの文化発信リーディングプログラム支援事業」や「beyond2020 プログラム認証事業」のほか、関西広域連合等と連携した情報発信の取り組みも進んだ。また、淡路人形浄瑠璃パリ公演やフランス・スーラージュ美術館での「具体、空間と時間」展の開催、ICOM京都大会における県立博物館施設のPR実施など、様々な機会を捉えての県の文化力発信にも取り組んだ。
- 一方、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大にあたり、公演や展覧会など通常の芸術文化活動の実施が困難となる中、インターネットサービスを活用した動画配信の取り組みが一気に進むなど、新たな芸術文化の創造・発信手法が展開されつつある。

課 題

- 「住んでいる市・町で、芸術文化に接する機会があると思う人の割合」が50%を切るとともに、地域間の格差も依然として大きいなど、芸術文化に関する情報が必ずしも必要な人へ届いていない現状がある。
- 動画配信などICT技術を活用した情報発信について、その量は一気に増加しているものの、情報を一元的に整理する仕組みの整備等が十分ではない。また、ICT活用などの新たな情報発信・情報受信になじみの薄い層がまだ多いのも現状である。
- コロナ禍の中、安全と芸術の両立が課題となっているほか、海外との交流が制限を受けており、国際的な芸術文化交流や情報発信が困難な状況にある。

展開方向

- ICT等の活用により、効果的・効率的に情報発信を進めるとともに、潜在的なマーケットを掘り起こす。その際には、実際に時間や空間を共有するという芸術文化の本質や、ゆったりとした時間や場所の確保、ICTになじみの薄い層への発信などについても、十分に留意する。
- 芸術文化活動・鑑賞機会等に関する地域偏在を解消するため、県立ピッコロ劇団や兵庫芸術文化センター管弦楽団による県内市町ホールでの公演を引き続き実施するほか、ICTを活用した公演等の動画配信事業など、市町ホールの企画力向上のための取り組みや地域内での情報発信を進める。
- コロナ禍から生まれた新たな創造・発信の手法を発展させるため必要な支援を引き続き行うとともに、動画配信から収益を得る方法や効果的な動画発信手法の開発や研修、配信された動画等を後世に伝えるための情報整理・アーカイブ化など、新たな展開を進める。
- 国際的な交流が徐々に回復しつつある中、東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスターズゲームズ、大阪関西万博等の大規模な国際的イベントの開催を契機に、引き続き本県の芸術文化を国内外へ発信力する取り組みを着実に進める。

主な取組

- ① I C T等を活用した多彩な芸術文化情報の発信等
 - ・ホームページ、SNS、紙など、媒体の特性を考慮した情報発信
 - ・インターネット上でのバーチャルミュージアムの運営
 - ・芸術文化施設が開催する講習会やセミナーなどをオンラインを通じて配信
- ② 芸術文化の活動・鑑賞機会等に関する地域偏在の解消
 - ・市町ホールの企画力向上のための取り組み
 - ・県立ピッコロ劇団や兵庫芸術文化センター管弦楽団による県内ホールでの公演
 - ・地域に向けた積極的な芸術文化情報の発信
- ③ コロナ禍から生まれた新たな創造・発信手法の展開
 - ・動画配信やオンラインを活用した芸術文化創造手法の展開
 - ・動画配信から何らかの収益を得る方法の開発
 - ・動画等を後世に伝えるための情報整理・アーカイブ化
- ④ 大規模イベントを契機とした国際的な芸術文化活動の展開・発信
 - ・兵庫の文化力を生かした国際的な芸術文化活動の実施
 - ・多言語による情報発信の充実

2 芸術文化の“場”を育て拡げる

(1) 地域で多様な“場”を育て拡げる

現 状

- 令和元年に実施した県民モニターアンケート調査の結果によると、1年間に芸術文化を鑑賞した人の割合は94%となっている。本県では、様々な芸術文化施設で公演や展覧会等が活発に行われているほか、芸術家による学校現場や地域へのアウトリーチ活動も積極的に行われるなど、芸術文化に触れる機会が豊富に提供されている。
- 兵庫県では、地域差はあるものの、文化に対して興味を持つ人が比較的多い。これは、阪神・淡路大震災のなかで、芸術文化が果たした役割に人々が共感したからではないかと思われる。
- 使われなくなった学校や教室、公共施設等の空きスペースの活用や、街なかにピアノを設けるなど、アートや音楽に親しむ場を創出する取り組みも進んでいる。

課 題

- コロナ禍の中で、芸術文化に触れる機会が減少している。また、今後、地域による人口の偏り等により芸術文化の鑑賞機会の地域偏在化が更に顕著になることが想定される。
- 空き施設等の利用については、利用者の多様なニーズに応えるための情報発信や、マッチング機能が十分であるとは言えない。

展開方向

- 県民が芸術文化に気軽に親しめるよう、「県民芸術劇場」や「一ふれあいの祭典－県民文化普及事業」を実施するとともに、県民の芸術文化活動への支援を行う。
- コロナ禍の中で、比較的安全とされる屋外や屋外型の劇場の積極的な活用を進める。
- 兵庫芸術文化センター管弦楽団やピッコロ劇団等のプロに加えて、アマチュアも含めた地域の芸術家の協力を得ながら、芸術文化施設だけでなく地域のあらゆる場所を活用し、誰もが芸術文化に親しめる多様な芸術文化の“場”を育て拡げていく。
- 空き施設等を活用した芸術文化活動について、施設を提供する側と利用する側の相互ニーズをマッチングさせるため、ＩＣＴ等を活用して積極的に情報発信を行う。

主な取組

- ① 芸術家等が地域へ出向くアウトリーチ活動の推進
 - ・県民芸術劇場（学校公演・一般公演）による優れた芸術文化公演の提供
 - ・兵庫芸術文化センター管弦楽団やピッコロ劇団等によるアウトリーチ活動
 - ・県域文化団体による地域の学校・施設への訪問型の公演鑑賞機会の提供
 - ・美術館・博物館等における教員を対象とした解説会やセミナーの実施
- ② 様々な場所の芸術文化発表の舞台としての活用
 - ・空き店舗や空き施設等を活用した芸術文化事業の支援
 - ・美術館における音楽公演など、多様な芸術文化の場の活用
 - ・県民交流広場における芸術文化活動の推進
- ③ 交流の機会の創出と充実

- ・広域の文化イベントを通じた芸術家同士の交流の機会の創出
 - ・兵庫県中学校総合文化祭・高等学校総合文化祭の開催
- ④ 県民の芸術文化活動への支援
- ・県民や芸術文化団体の芸術文化活動に対する助成
 - ・芸術文化を学ぼうとする県民に対する支援
 - ・知事賞の贈呈など、各種文化活動への奨励と後援

(2) 芸術文化による社会包摂の実現

現 状

- 兵庫県においては、いなみの学園、阪神シニアカレッジ等の地域高齢者大学等が全県的に整備されており、その中において様々な芸術文化活動が展開してきた。また、兵庫県障害者芸術・文化祭の開催や各芸術文化施設におけるバリアフリー化の取り組み、障害者の入館料・利用料の割引などの施策も進められてきた。
- 第2期ビジョンの期間中には、平成30年に「障害者文化芸術活動推進法」が制定されるなど、障害者の文化芸術活動の推進が社会的課題の一つとしてクローズアップされており、兵庫県府内に「障害者芸術文化活動支援センター」が設置されたほか、障害者芸術「する・みる・ささえるプロジェクト」が開始されるなど様々な施策が複合的に進みつつある。
- 芸術文化を通じた豊かな交流が、様々な背景を持つ他者への理解にもつながり、社会包摂を実現する一助となることが期待されている。

課 題

- 今後、さらなる高齢化が想定されている中、高齢者へ芸術文化を通じた学びの場を引き続き安定して提供できる体制づくりが必要である。また、高齢者のニーズの多様化に対応するとともに、そこで得た知識技能を若い世代に伝えるなど社会へ還元する仕組みづくりが重要である。
- 障害者の鑑賞や創造の機会を単に拡大するのみならず、技能の習得や発表機会の確保、さらには、障害者の芸術文化活動を支える人材の育成が求められている。あわせて、芸術文化関係者の意識改革も求められる。
- 高齢者・障害者に限らず、在留外国人や災害被災者など、あらゆる人々があらゆる地域で芸術文化を享受し、発信することができる仕組みが必要である。

展開方向

- いなみの学園など地域高齢者大学等の運営を引き続き進めるとともに、市町等との適切な役割分担の下、大学等で学んだ高齢者がさらに学びを深め、能力の深化と自己実現を図る場の整備を行う。
- 障害者芸術文化活動支援センターを拠点としつつ、作品の常設展示の実施開催や展示会等イベント開催経費の助成を行うほか、鑑賞機会の拡大やアートサポーターの育成に取り組む。また、障害者芸術文化人材バンクなど、必要な情報の収集と発信を進める。
- I C T技術の活用なども視野に入れつつ、あらゆる人が気軽に芸術文化を享受でき、発信することができる仕組みを整備する。

主な取組

- ① 高齢者の芸術文化活動への支援
 - ・いなみの学園など地域高齢者大学等の運営
 - ・様々な形での生涯学習情報の提供
- ② 障害者の芸術文化活動への支援
 - ・ピッコロシアター等におけるアクセシビリティ公演の実施
 - ・障害者芸術「する・みる・ささえる」応援プロジェクトの推進
- ③ すべての人があらゆる地域で芸術文化を享受できる環境づくり
 - ・バリアフリー改修や多言語表記の実施
 - ・災害被災者の主催事業への招待

(3) 青少年が本物の芸術文化に親しむ

現 状

- 本県では、全中学1年生が芸術文化センターにおいて生のオーケストラの演奏を体験する「わくわくオーケストラ教室」を継続して実施しているほか、県内の小・中学生に多くの芸術文化施設を無料で見学できる「ひょうごっ子ココロンカード」を配布するなど、子どもが本物の芸術文化に親しむ機会が確保されている。
- また、能や歌舞伎、短歌や俳句等伝統文化の分野においても、親子で芸術文化に親しむ事業や、様々な体験や技能を持つ地域の年長者と子どもが互いに交流するプログラムを実施している。
- 第2期ビジョンの期間中には、学校において専門の講師から生活に根付いた伝統文化を学ぶ「子ども伝統文化わくわく体験教室」や、大規模な舞台装置などを用いた生の演劇に触れる「ピッコロ劇団による市町ホール公演」などが始まった。また、県立美術館・博物館等の高校生入場料無料化や、大学と美術館・博物館等との連携協定など、新たな取り組みも進みつつある。

課 題

- 教職員の働き方改革や授業時間確保等の事情により、学校行事が精選され、芸術文化の鑑賞や体験の機会が減っているほか、芸術文化活動の主要な担い手であった部活動の活動時間も削減されつつある。
- コロナ禍で休校が長引いた影響により、各学校は授業時間を確保することが困難になっている中、芸術文化関係の行事は削減対象とされる危険性がある。
- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄になるなか、学校以外の場所において、世代を越えて伝統文化や文化的行事に親しむ機会が減少している。こうした中で、伝統文化や文化的行事の消滅も危惧される状況となっている。

展開方向

- 学校教育との連携を引き続き進める一方で、家庭や地域においても本物の芸術文化に触れる機会を増加させる。
- 子どもの芸術文化体験について、親の意識啓発や親子の交流の促進を図るため、親子で

芸術文化に親しむことができる取組を展開する。

- 青少年に対し、地域の伝統文化や伝統芸能等の魅力に触れてもらうとともに、若い人
と高齢者などの世代間交流を図り、次代の芸術文化の担い手として育成を進める。また、
一流芸術家によるレッスンを受ける機会を提供し、芸術文化の育成を図る。

主な取組

- ① 青少年が本物の芸術文化に親しむ機会の充実
 - ・わくわくオーケストラ教室やピッコロわくわくステージの実施
 - ・小学生、高校生を対象とした県民芸術劇場（学校公演）の開催
- ② 学校教育との連携の推進
 - ・わくわくオーケストラ教室等における事前事後指導の充実
 - ・美術館・博物館等における教員を対象とした解説会やセミナーの実施
 - ・地域と学校の連携・協働体制の強化
 - ・学校の部活動でリモートレッスンにより指導を受ける機会の提供
 - ・複数校をリモートで結んでの合同レッスンの実施
- ③ 親への啓発や親子交流の促進
 - ・親子で楽しめる公演や体験講座の実施
- ④ 文化の担い手の発掘・育成に向けた青少年への魅力発信
 - ・伝統文化に気軽に触れることができる機会の創出
 - ・県域芸術文化団体による伝統文化継承事業への支援
 - ・祭りや伝統芸能等、地域固有の文化資源に対する支援
 - ・一流芸術家によるレッスンを受ける機会の提供

3 文化力を高め、地域づくりに活かす

(1) 芸術文化資源の掘り起こしと文化力の向上

現 状

- 本県は、広大な県土と豊かな歴史、五国の多彩な風土を反映して、指定文化財や伝統芸能、民話、歴史遺産や産業遺産など、地域を特徴づける文化資源が数多く存在している。県内の国指定文化財は全国で6番目の数であり、世界遺産や日本遺産、近代化産業遺産等に指定されたものも多い。
- また、多くの文人たちが城崎温泉をはじめとする県内各地で創作活動を行い、阪神間モダニズムといわれる生活様式が育まれ、前衛的・実験的な芸術家団体である具体美術協会が活躍するなど、現代の我々の生活にも大きな影響を与えた取り組みが繰り広げられてきた。芦屋が発祥の地である具体美術協会の取り組みは世界的にも評価されているなど、こうした歴史を再発見するとともに、現代の新たな動きにつなげる取り組みも続けられている。
- 西宮市の芸術文化センターや豊岡市の城崎国際アートセンターのように、地域に多くの支援者がおり、地域の人々にとって将来に残したい町の魅力となっている施設が生まれてきている。
- また、兵庫県は「書道王国」ともいわれ、日本芸術院会員に推挙されるような有力な書家を輩出し、県内で開催される書道展には全国から多くの愛好家や若手作家が訪れるなど、集客力のある文化となっている。
- 第2期ビジョンの期間中には、歴史文化遺産の保存・活用にかかる理念と基本方針を定めた「文化財保存活用大綱」が策定されたほか、阪神間モダニズムや淡路人形浄瑠璃、丹波焼など様々な地域資源を活用した事業が県内各地で展開された。

課 題

- 県民意識調査の結果では、文化資源を地域の「宝」として認識する割合には大きな地域格差が見られる。歴史や風土等、地域の持つ様々な資源や特性を改めて見直し、それを地域内外に発信していくことによって、個性豊かな地域づくりに活用していくことが必要である。
- 多様で幅広い歴史文化遺産の保護への対応が不十分であるほか、歴史文化遺産を未来に伝えるための地域の担い手や専門的人材の不足が深刻な状況となっている。また、歴史文化遺産の活用や魅力発信が十分とは言えない状況である。
- 地域における芸術文化活動の歴史や現状が学校等で教えられることはなく、マスコミ等で取り上げられる機会も少ない。地域で行われる行事に参加する機会も減っている中、こうした歴史が、地域に住む人々の共通認識まで育っていないという現状がある。

展開方向

- 歴史文化遺産の確実な保存と積極的な活用を行うため、新たな保護制度の創設や保存修理の適正化、災害への備えなどを進めるほか、歴史文化遺産の地域おこし・まちづくりなどへの積極的な活用や、地域におけるリーダーの養成と活用、歴史文化遺産の掘り起こしと価値の再評価などを行う。将来的には、それらをコーディネートする核となるヘリテージセンターの整備を検討する。
- さまざまな地域資源や芸術文化資源について、ひきつづき掘り起こしを行っていくこと

もに、これを観光資源としてのみならず、地域内へも十分に PR を行い、地域（シビック）プライド（その地域に住む人が自分の住む地域に愛着を持つとともに、誇りをもってまちを作りあげている自負心）の向上につなげる。

主な取組

- ① 文化財・産業遺産等地域資源の保存と活用
 - ・文化財保存活用大綱に基づく文化財の保存・活用の推進
 - ・無形民俗文化財の保存、伝承の取り組み
- ② 産業遺産や地域の芸術文化遺産の活用
 - ・兵庫津など歴史遺産の活用
 - ・銀の馬車道、鉱石の道、丹波焼最古の登窯など産業遺産の活用
 - ・阪神間モダニズムや具体美術協会、淡路人形浄瑠璃など芸術文化遺産の活用
- ③ 地域内部への芸術文化資源の PR
 - ・鑑賞事業やセミナーの開催
 - ・I C T 技術を活用した情報の提供
- ④ 地域（シビック）プライドの育成
 - ・地域で活躍した芸術家・技術者等の顕彰
 - ・シンポジウムや講座、イベント等の開催

(2) 地域資源を活用した地域の元気づくりの推進

現 状

- 本県では、各県民局・県民センターや市町、民間活動グループ等が中心となり、地域の文化資源を活用した魅力あるイベントが多数実施されるとともに、地域特有の街並みを観光客の増加等、まちの活性化に活かしている例もある。また、県内各地でそれぞれ特色ある芸術祭やアートイベントが開催されている。
- こうした魅力的な地域資源やイベントは県内外の人々を引きつける大きな要因ともなっており、本県の観光客入込数は、災害の有無など年により若干の増減はあるものの、概ね 1 億 3 千万人程度となっていた。近年は、インバウンド観光の進展等により、やや増加傾向にあった。
- 第 2 期ビジョンの期間中にも、のせでんアートラインやアート・プロジェクト KOBE 2019: TRANS-などの新しいアートイベントが誕生したほか、日本遺産を活用した観光キャンペーンなどの取り組みが展開された。
- 県内においてはアニメやライトノベル等のポップカルチャーも盛んであるほか、いわゆる聖地巡礼として作品の舞台となった地域を多くのファンが訪れるなど、従来の枠組みにとらわれない地域活性化の動きも見られるようになってきている。
- コロナ禍において、県内観光や地方への移住、旅先で仕事を行うワーケーションなど、新たな動きも起こりつつある。

課 題

- 新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、地域の伝統芸能や国際的な交流イベントの開催が困難となっているほか、観光や地場産業は非常に大きな打撃を受けており、今後、回復

に向けた方策が必要である。

- 優れた芸術文化や地域資源がすぐに観光資源となるわけではなく、芸術文化になじみが薄い人にとっても分かるよう、芸術文化の側において見せ方について十分な検討が必要である。既存の地域型アートイベントについても、さらに飛躍するための支援が必要である。
- 観光以外の産業分野との連携も十分とは言えず、例えば、県内の地場産業や中小企業のものづくりに若手芸術家などの発想を取り入れることにより、新たな販路開拓や産地の活性化につなげていく。また、産地間の交流をさらに進めることにより、地域や産業の活性化を図る必要がある。

展開方向

- 貴重な文化財等を後世に残すため、十分な保存体制を確保する一方で、その活用についても可能な範囲で進めていく。
- 芸術文化等の地域資源の中で観光への活用が可能なものについては、これを活用して地域振興や地域の活性化につなげていく。
- ものづくりに興味を持つ若手芸術家やデザイナーの発想を地場産品等に活用し、職人の確保や販路の開拓、移住による地域の活性化などにつなげる。

主な取組

- ① 地域遺産等を活用したまちづくりの推進
 - ・地元の芸術家等と連携した取り組みの推進
 - ・地域における芸術文化関係の集客イベントの実施
- ② 地域資源の観光への活用による地域振興
 - ・日本遺産を活用した観光キャンペーンやバスの運行
 - ・銀の馬車道、鉱石の道、丹波焼最古の登窯など産業遺産を活用した地域振興
 - ・兵庫津、松帆銅鐸など歴史遺産を活用した地域振興
 - ・アニメーションなどのポップカルチャーの活用
- ③ 芸術家の発想を活用した地場産品等の制作・発売
 - ・職人の確保や販路開拓を含めた国・県指定伝統的工芸品等の振興
 - ・豊岡かばんや播州織など地場産業等への若手芸術家の導入

4 みんなで支え、総合的に取り組む

(1) 県民自らが芸術文化を支え育てる

現 状

- 本県の芸術文化の振興にあたっては、芸術文化を「する、みる、ささえる」主体となる県民の取り組みが最も重要であることは言うまでもない。とりわけ、芸術文化の舞台が芸術文化施設にとどまらず県内各地に拡大している今日、「ささえる」という点において、行政による支援だけでは不十分であり、個人や企業等による様々な形での支援が強く求められている。
- 県内の美術館・博物館、ホール・劇場等では、多くの文化ボランティアが活躍するとともに、県の認証を受けたNPO法人のうち、約3割が文化・芸術の振興、創造、普及等を設立目的の一つとしており、継続的な取組を進めているものもある。
- 一方、公共施設の命名権を得るネーミングライツやふるさと寄附金(ふるさと納税)、クラウドファンディングなど、従前よりも手軽な形で地域の芸術文化を支える手法が拡大しつつある。

課 題

- 芸術文化に関心があっても具体的にどのようなことを学び、どのような活動をすればよいのかという情報に乏しいのが現状である。
- 文化ボランティアの固定化・高齢化が問題になっているほか、NPO法人の中には人的・資金的基盤が弱いところも多い。
- コロナ禍の中、従前どおりの企業の文化事業への協賛やネーミングライツの拡大を望むことが難しい状況にある。

展開方向

- 県民全体で芸術家を支え育てるために、県民が気軽に芸術文化にふれ、学ぶことのできる機会の提供等を通じ、芸術文化を能動的に鑑賞し、自ら積極的に芸術家を支え育てようとする鑑賞者のすそ野の拡大に取り組む。
- 文化ボランティア等の活動の活発化に向けて支援を行うとともに、本人の自己実現ややりがいの向上にもつながる文化ボランティアの資質向上に取り組む。また、芸術文化施設の運営に際しても地元住民の参画を促し、その声を反映させる。
- 地域の芸術文化を支える主体として、企業に対してメセナの継続的な実施を求めるとともに、ふるさと寄附金やクラウドファンディングなど、個人からの支援を得る手法についても積極的に活用する。

主な取組

- ① 芸術家を支え育てる目を持つ観客の育成
 - ・作品の背景等を知ることができる公演や講座の開催
 - ・芸術文化や歴史について深く学ぶことができる講座の開催
- ② 県民等の参画と協働の促進

- ・ひょうごボランタリー基金による地域の文化ボランティア活動等への支援
 - ・社会教育施設等で活躍する文化ボランティアの資質向上
 - ・芸術文化施設の運営委員会等への地域住民の参画
- ③ 企業メセナ、ふるさと寄附、クラウドファンディング等の促進
- ・ネーミングライツの拡大や公演等への民間資金の導入
 - ・ふるさと寄附やクラウドファンディングの拡大

(2) 県民、団体、企業、行政等の各主体の連携体制を強化する

現 状

- 兵庫県の芸術文化振興に当たっては、県の芸術文化担当部局と社会教育・文化財担当部局、学校教育担当部局、関係文化団体、国、市町、芸術文化施設、企業等、芸術家、学校等、NPO法人、文化ボランティアなどの関係機関等が、様々な場面において連携・協力を進め、連携した取り組みを進めることができることである。
- 本県においては、様々な芸術文化団体や芸術家が、兵庫県芸術文化協会や地域の総合的文化団体に集うことにより、相互に連絡・連携をとりながら様々な活動を展開しており、それが本県の強みの一つともなっている。
- 文化庁の京都移転等を契機に、芸術文化分野における関西広域連合・関西各府県の取り組みも活性化しており、東京における共同イベントの開催や共通するテーマによるパンフレットの作成など、連携が一層進みつつある。

課 題

- 常に現状を見直しながら、行政内・行政間において、より総合的な芸術文化行政を推進できるよう、効果的な推進体制を維持していくことが必要である。また、多くの県民が県の行っている芸術文化振興施策について十分認識していない状況にあることから、県民に対するPRにも留意する必要がある。
- 芸術文化団体に属することなく個人として活躍する芸術家が増加する一方で、後継者不足や高齢化などに悩んでいる芸術文化団体もある。
- 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ、大阪関西万博など国際的なイベントの開催が次々に予定される中、国や関西広域連合と連携した事業展開や情報発信がますます重要となっている。

展開方向

- 「芸術文化立県ひょうご」の実現に向け、兵庫県の強みと弱みを十分に把握とともに、芸術文化関係者にとどまらず、観光や産業、関係者や一般県民を含めた、幅広い層の結集を目指した取り組みを進める。また、芸術文化団体のさまざまな活動を多角的に支援するとともに、芸術家への支援機能を有する県芸術文化協会等を中心に、緩やかな芸術家間の連携・協力体制を構築する。
- 芸術文化振興の基盤となる財源を、多様な手段により確保する。
- それぞれの設置目的や役割分担を認識しつつ、総合的かつ継続的に芸術文化の振興に取り組むため、知事部局と教育委員会の連携を更に強化する。また、県内市町や関西広域連合構成府県等との協調を図り、より効率的で効果的な芸術文化施策の展開を図る。

主な取組

- ① 相互連携を支えるプラットフォームの整備
 - ・芸術文化関係者にとどまらず幅広い層を集めた文化懇話会の開催
 - ・美術館・博物館やアートイベント主催者相互の連携の推進
 - ・プロデュース力向上・ICT活用・新型コロナ対策等に係る施設マネジメント講座の実施
 - ・市町ホールが連携して公演等を企画する取組への支援(市町ホール活用支援事業の拡充)
 - ・関係者や一般県民に向けた「芸術文化振興ビジョン」の周知・啓発
- ② 芸術文化振興のための財源の確保
 - ・芸術文化振興基金等基金の設置
 - ・文化庁、(一財)地域創造等の支援・助成事業の活用
- ③ 国や市町、関係団体との連携体制の確立
 - ・緊急時における県市協調事業の実施(芸術文化公演再開緊急支援事業)
 - ・関西広域連合や創造都市ネットワークを活用した事業の実施